

平成 31 年 4 月 から

産前産後期間の国民年金保険料が免除に

市民協働部保険医療課(庁舎 1 階) 担当: 広西順子 ☎43-0501 〒673-1493 加東市社50

出産予定日、または出産日が属する月の前月から国民年金保険料が免除になります。届出をすると産前産後期間中は保険料を納付したものと、老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、保険料を前納している場合は、産前産後期間の保険料は還付されます。

保険料免除の期間について 7月7日が出産予定日、または出産日である場合

■ 出産予定日、または出産日が属する月 ■ 国民年金保険料免除期間

①単胎妊娠の場合

4 か月

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

出産予定日、または出産日が属する月の前月から 4 か月間の国民年金保険料が免除されます。

②多胎妊娠の場合

6 か月

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

出産予定日、または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、死産・流産・早産を含む、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。

●対象者 「国民年金第 1 号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

●届出時期 出産予定日の 6 か月前から

●届出先 保険医療課 ●届出方法 持参・郵送 ●届出用紙 保険医療課、日本年金機構ホームページ

●添付書類

出産前に届出をする場合 母子健康手帳など

出産後に届出をする場合 不要

※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書などの「出産日と親子関係を明らかにする書類」が必要です。

日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードできます。また、記入の方法も併せて掲載されています。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

新たに避難所を指定

新たに 3 施設を加東市の「指定緊急避難場所」、および「指定避難所」に指定しました。

これまで指定した他の「指定緊急避難場所」、および「指定避難所」は、市ホームページでご覧いただけます。

市民協働部防災課(庁舎 4 階)

担当: 松岡玲平 ☎43-0402

兵庫県立教育研修所
加東市山国 2006-107

社児童館 やしろこどものいえ
加東市東古瀬 477-1

南山活性化支援施設ミナクル
加東市南山 1 丁目 4-2



指定緊急避難場所・指定避難所

※指定緊急避難場所…災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

※指定避難場所…災害で自宅に戻れなくなった場合に、一時的に滞在することを目的とした場所。



国民年金の手続きを忘れていませんか？

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければならない『国民年金』。その被保険者の種別は職業等で異なります。

被保険者の種別

❶ 第 1 号被保険者 自営業者や学生・フリーターなどの方

❷ 第 2 号被保険者 厚生年金に加入している方

❸ 第 3 号被保険者 65歳未満の第 2 号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)の方

本人や配偶者の就職・転職・結婚などの人生の節目には、年金の資格変更の手続きが必要となる場合があります。手続きが遅れると、病気やケガで障害が残った場合や死亡した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなることがあります。手続きを忘れないようご注意ください。

こんなときには手続きが必要です		必要な手続き	手続先
20歳未満	学生やフリーターなど、厚生年金に加入していない方が20歳になったとき	加入手続き (第1号被保険者)	保険医療課
	第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	加入手続き (第3号被保険者)	配偶者の勤務先
20歳以上	第2号被保険者である配偶者の扶養家族になったとき	被保険者種別の切り替え (第1号→第3号)	配偶者の勤務先
	第2号被保険者が60歳になる前に会社などを退職したとき	被保険者種別の切り替え (第2号→第1号)	保険医療課
	会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者の扶養家族になったとき	被保険者種別の切り替え (第2号→第3号)	配偶者の勤務先
	第2号被保険者である配偶者の扶養家族でなくなったとき (収入が130万円を超えたときや離婚したとき)	被保険者種別の切り替え (第3号→第1号)	保険医療課

市民協働部保険医療課(庁舎 1 階) 担当: 広西順子 ☎43-0501

国民健康保険の加入者は毎年4月15日までに所得の申告を

国民健康保険は所得に応じて保険料の軽減区分や高額療養費の自己負担限度額を判定するため、国民健康保険の加入者、およびその世帯主(世帯主が国民健康保険に加入していない場合も含みます)は、毎年 4 月 15 日までに所得の申告が必要です。

申告をしないと…

●高額療養費の自己負担限度額が判定できません

月々の限度額を超えて医療費を支払った場合は還付されますが、申告をしていない場合は還付されないことがあります。

●国民健康保険税の軽減措置が適用されません

世帯の所得が一定金額以下の場合には国民健康保険税が軽減されますが、申告していない場合は所得の確認ができないため軽減できません。

●申告窓口 税務課

※平成 31 年 1 月 1 日時点で加東市に居住されていた方に限ります。

※平成 31 年 1 月 2 日以降に加東市に転入された方は、平成 31 年 1 月 1 日時点の住所地で申告してください。

●申告に必要なもの

マイナンバー確認書類・身元確認書類・申告者の印鑑(スタンプ印不可)

※収入がある場合は必要な書類が異なります。事前に、税務課へお問い合わせください。

●次のような方は、申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告や住民税の申告をした方
- ・年末調整、所得税の確定申告、または住民税の申告をした方の扶養親族になっている方
- ・給与収入のみで、給与支払者から加東市に給与支払報告書が提出されている方
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得を除く公的年金収入(厚生年金や国民年金による収入)のみの方

国民健康保険税に関すること

市民協働部税務課(庁舎 1 階) 担当: 鷹尾実和 ☎43-0397

資格・給付に関すること

市民協働部保険医療課(庁舎 1 階) ☎43-0500